

議案第 9 6 号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

令和 6 年人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岬町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の120」とあるのは、「100分の73.75」を「100分の125」とあるのは、「100分の75」に改める。

第12条の2第1項中「100分の100」とあるのは、「100分の48.75」を「100分の105」とあるのは、「100分の50」に改める。

第22条第1項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の75」を「100分の125」とあるのは、「100分の75」に改める。

第22条の2第1項中「100分の100」とあるのは、「100分の48.75」を「100分の105」とあるのは、「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岬町条例第14号）

新	旧
第1条～第11条（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第12条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の75</u>」と読み替えるものとする。 2～4（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第12条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。 2（略） 第13条～第21条（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の75</u>」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以	第1条～第11条（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第12条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の73.75</u>」と読み替えるものとする。 2～4（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第12条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「<u>100分の100</u>」とあるのは、「<u>100分の48.75</u>」と読み替えるものとする。 2（略） 第13条～第21条（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第22条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の75</u>」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は

前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2～4 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、「100分の50」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 （略）

以下 （略）

死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2～4 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「100分の100」とあるのは、「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 （略）

以下 （略）